

別表 徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層 区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月額 （円）	徴収基準 加算月額 （円）	
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C 階層	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C 1	5,400	540
		所得割の額のある世帯	C 2	7,900	790
D 階層	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		15,000以下	D 1	10,800	1,080
		15,001～ 40,000	D 2	16,200	1,620
		40,001～ 70,000	D 3	22,400	2,240
		70,001～ 183,000	D 4	34,800	3,480
		183,001～ 403,000	D 5	49,400	4,940
		403,001～ 703,000	D 6	65,000	6,500
		703,001～ 1,078,000	D 7	82,400	8,240
		1,078,001～ 1,632,000	D 8	102,000	10,200
		1,632,001～ 2,303,000	D 9	123,400	12,340
		2,303,001～ 3,117,000	D 10	147,000	14,700
		3,117,001～ 4,173,000	D 11	172,500	17,250
4,173,001～ 5,334,000	D 12	199,900	19,990		

	5,334,001 ~ 6,674,000	D 13	229,400	22,940
	6,674,001 以上	D 14	全額	左の徴収基準 月額10%た だしその額が 26,300円に満 たない場合は 26,300円

備 考	<p>1. この表のC 1 階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2. この表のD 1 ~ D 14階層における「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）</p>
-----	---

附則第12条

3. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

4. 徴収月額決定の特例

(1) 同一世帯から2人以上の乳幼児が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（（2）による日割計算後の額）の最も多額な乳幼児以外の乳幼児については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D 14階層を除く。）

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 乳幼児に民法（明治29年法律第89条）第877条に規定する当該乳幼児の扶養義務者がいないときは、徴収月額決定は行わないものとする。ただし、乳幼児本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

5. 世帯階層区分の認定は、当該乳幼児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に乳幼児を扶養しているもののうち、当該乳幼児の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。

6. この表の「全額」とは、当該乳幼児の措置に要した費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

7. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。